小松市立木場小学校長 様

学習用端末等の使用に関する同意書

学習用端末およびWi-Fiルーター等（学習用端末等と称します）の使用にあたって、下記の事項に同意します。

記

1. 学習用端末等の使用、返還について学校長の指示に従います。
2. 学習用端末等を適切な管理のもとに使用するとともに、これを譲渡又は担保にいれません。
3. 使用する学習用端末等は、学習や調べ学習のみに使用します。
4. 使用する学習用端末等に、学校長の許可なくアプリケーション等のソフトウェアをインストールしません。
5. 使用する学習用端末等を紛失したとき又は破損したときは、直ちに学校長に報告するとともに、代替えとして使用する学習用端末等の使用申請を学校長に行います。
6. 使用する学習用端末等を紛失、破損等の理由により正常な状態で使用できない場合は、現状復帰に係る費用を負担します。
   * 費用の負担が生じない主な例については、別紙をご参照ください。
7. 学習用端末等を自宅で使用する際、学校で充電したバッテリ容量で不足する場合は自宅で充電を行い、発生する電気料金は保護者において負担します。
8. 学習用端末等を自宅で使用する際、通信を伴う学習を行う場合には、発生する通信料金は保護者において負担します。
9. 万一、当該学習用端末等の使用により生じた事故及びトラブル等については、保護者において責任をもって対応します。

令和　　年　　月　　日

上記の条件を守り、学習用端末等を卒業までの期間使用します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 学校名 | 小松市立　　　　　　　　　　　学校・学園 | | | |
| 児童生徒氏名 |  | 年 |  | 組 |
|  | | | |
| 保護者氏名 | ㊞ | | | |

（別紙）

令和5年5月12日

保護者の皆様へ

小松市教育委員会

小松市立木場小学校

児童生徒の学習用端末等の使用について

　費用負担の考え方について、保護者の皆様にご理解いただきたく、下記のとおりご案内いたします。

　なお、子ども達には、「学習用端末活用の約束」をもとに、学習に必要な道具として学習用端末を大切に扱うよう、折に触れて指導いたします。保護者の皆様におかれましても、ご協力をお願いいたします。

記

　費用の負担が生じるかどうかについては、事故の原因を確認した後、判断させていただきます。

　以下に、費用の負担が生じない場合の主な例を記載いたします。ご参照ください。

* 学校での授業や部活動等の活動中、定められた指示やルールに従っている間に発生した事故
* 自然災害の起因による事故
* 学習用端末等の自然劣化（変色、変質、さび、かび、ねずみ食い、虫食い、擦傷・掻傷・塗料のはがれ等）による外観上の損傷、液体の流出
* 学習用端末等に生じた自然発火または自然爆発
* 学習用端末等が持ち主等に引き渡された後に発見された学習用端末等の損壊

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　など